

内航海運、内航フェリー・旅客船の 活性化

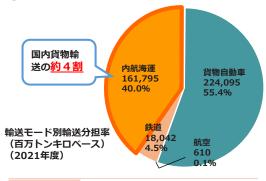
1 日本の物流を支える内航海運の安定と成長への取組

1. 内航海運業の現状と課題

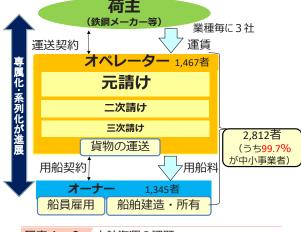
内航海運は、国内貨物輸送の約4割を、また、鉄鋼、石油製品、セメント等の産業基礎物資輸送の約8割を担い、我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラとして重要な役割を果たしている。また、昨今の災害時には緊急輸送等により陸上輸送の代替機能を存分に発揮し、その重要性が改めて認識されているほか、トラック運転手不足等いわゆる2024年問題が間近に迫る中、モーダルシフトの受け皿としてより多くの貨物輸送を担っていくことが求められている。

一方で、産業基礎物資輸送が輸送需要の大部分を占めることから、人口減少、国内需要の縮小、国際競争の進展に伴う産業構造の変化等により内航貨物全体の輸送量は1990年度のピーク時(244,456百万トンキロ)に比べ、約34%減少(トンキロベース)となっている。さらに、内航海運業者の99.7%が経営基盤の脆弱な中小企業であり、寡占化された荷主企業への専属化・系列化が固定化しているという業界構造になっている。加えて、担い手である船員については、50歳以上が半数近くを占める中で、30歳未満の割合が増加傾向にあるものの、若手船員の定着率が低下傾向にあることが課題である。また、

更なるモーダルシフトの推進(本章③)、 地球環境問題や燃料油価格の高騰への対応 も求められている。



図表4-1 内航海運の現状



図表4-2 内航海運の課題

2. 内航海運業法の改正について

内航海運業界は、前述の脆弱な経営基盤や荷主との硬直的関係等の構造的な課題に加え、船員の働き方改革の実現、環境規制等への対応等の事業環境の大きな変化を迎えている。これら事業環境の変化の中でも、社会に必要とされる輸送サービスを持続的に提供し続けるため、国土交通省では、2019年6月より、交通政策審議会海事分科会基本政策部会において、内航海運のあり方について総合的な検討を行い、その結果をまとめた「令和

の時代の内航海運に向けて」を2020年9月に公表した。そして、本とりまとめに盛り込まれた具体的施策のうち制度改正を伴うものについて、2021年5月に成立した海事産業強化法において「内航海運業法」を一部改正、2022年4月に施行し、主に以下のような制度を創設した。

① 契約の書面交付の義務付け・契約事項の法定化

適切な契約締結の実効性を担保するため、契約内容の「見える化」を実現させる。

② 船員の労働時間を考慮した運航計画の作成

船員の労働時間とオペレーターが作成する運航計画とは密接な関係にあることから、オペレーターにも船員の労働時間管理に関して一定の責任を付与し、船員の過労防止を図る。

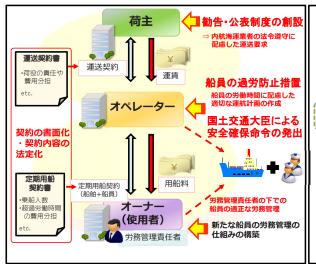
③ 荷主への勧告・公表制度

荷主に対してオペレーターの法令遵守への配慮を義務付けた上で、オペレーターの法令違反行為が荷主の行為に起因すること等が認められた場合、国土交通大臣が当該荷主に対して是正勧告をすることができ、かつ、勧告した際は公表する。

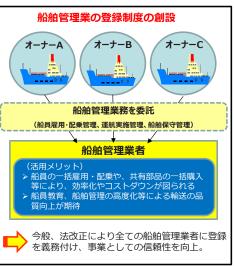
④ 船舶管理業の登録制度

船舶管理業の定義を明確化し、当該事業を営む者の登録を義務付けることで、事業としての信頼性を高め、船舶管理業者の活用を促進し、内航海運業の経営効率化を図る。これらの制度を通じて、内航海運業者が適正な運賃・用船料を収受でき、持続可能な事業運営ができるよう「取引環境の改善」に取組むとともに、輸送や経営の更なる効率化を図るなど、内航海運の「生産性向上」にも取組んでいく。また、制度改正以外にも、2022年3月に公表した「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」の活用促進を図るとともに、2018年2月に設置した、荷主企業・内航海運業者・行政の間で内航輸送に関する情報共有や意見交換等を行うための「安定・効率輸送協議会」の継続開催や、物流に関する意思決定において重要な役割を担う経営層(役員クラス)においても対話を通じて内航輸送の現状や課題等について共通の理解を持ち、意思決定への反映を促進させるための「内航海運と荷主との連携強化に関する懇談会」の開催を通じ、両者の更なる連携強化を図っている。さらに、内航海運業界における取引環境改善に係る事例の収集・横展開及び優良な事業者の選択に資する内航海運事業者の評価(認証)制度の構築等を行っていく。

<<u>荷主やオペレーターとの取引環境の改善</u>>



<船舶管理業者の活用促進>



図表4-3 内航海運業法改正の概要

1998年4月に導入された「内航海運暫定措置事業」が、2021年8月の独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構への借入金返済をもって収支が相償い終了した。これに より、1966年から実施されてきた「船腹調整事業」を含め、約50年間続いた船腹の供給 に関する規制が終了することになり、内航海運業界にとって大きな事業環境の変化となる。

本事業は、内航海運組合法の規定に基づいて日本内航海運組合総連合会(内航総連)が 実施している事業であり、船舶を建造等する者は内航総連に納付金を納付し、船舶を解撤 等する者に内航総連が交付金を交付し、収支が相償った時点で終了するとしていた。

本事業は、引当資格を有していた船舶を解撤等する者に交付金を交付することにより、 船腹調整事業の解消により無価値化した引当資格の精算機能を担ってきた。2015年度に 引当資格を有していた交付金対象船舶が消滅したことで、本事業の主目的である船腹調整 事業の解消に伴う経済的混乱を最小限に抑えるためのソフトランディング策としての役割 を果たした。また、その他にも、①船腹量の引き締め、②船舶の大型化・近代化、③円滑 な市場からの撤退の確保といった効果をもたらした。

本事業終了後は、納付金の納付義務がなくなることによる実質的な船価の低減や、本事業に付随して行われていた積荷制限等がなくなることにより、代替建造の促進や事業者間の競争促進等の活性化が期待される。

2)地域の生活・観光を支える国内旅客航路

1. 国内旅客航路の現状と課題

我が国にとって、国内旅客船は、地域住民の移動手段や生活物資の輸送手段として不可欠な交通インフラである。また、フェリーは、輸送効率が良く、環境に優しい輸送機関であることから、海上輸送へのモーダルシフトの受け皿としても期待されている。

さらに、災害時には緊急輸送手段としても重要な役割を担うほか、海洋の魅力等を活かした観光資源へのアクセス手段として、地域の活性化はもとより訪日外国人旅行者の取り込みにも大きく寄与することが期待されている。

一方で、長期的には低下傾向にある中で近年はほぼ横ばいであった国内旅客船事業の輸送人員は、2021年度において49.1百万人と、前年度比8.5%増ではあるが、2020年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響及び近年の燃油価格の変動などの諸要素も伴って、旅客船事業者の経営環境は厳しいものとなった。一方、足元では、水際対策の緩和や全国旅行支援の実施等もあり、旅客船事業も全体としては回復傾向にある。国土交通省では引き続き、観光資源としての国内旅客航路の利用促進、離島航路の維持・確保、海運モーダルシフトのための環境整備(本章③)や災害時の船舶の有効活用に向けた取組を行っている。

2. 島民の生活を支える離島航路の維持・確保のための取組

全国に283航路(2023年4月現在)存在する離島航路は、離島の住民の日常生活や地域経済を支える必要不可欠な地域交通手段であり、これを確保・維持することは極めて重要である。一方で、その多くは離島における深刻な少子高齢化に伴う人口減少等により輸送人員がここ20年で約3割減少するなど、航路運営事業者や地方公共団体にとって厳し

い経営環境にあり、航路の維持が困難な状況となっている。

国土交通省では、離島住民の日常生活に必要不可欠な航路を維持する観点から、1952 年より離島航路整備法に基づき、赤字航路に対する運航費補助等を行っている。

2023年度は約70.5億円の予算を確保し、補助対象126航路(2023年6月現在)の事 業者に対し、運航費補助(欠損に対する補助)をはじめ、構造改革補助(経営診断等で問 題点や課題を把握した上、経営状況の改善や運航コストの削減に繋がる船舶の代替建造に 対する補助)、公設民営化への補助(地方公共団体が船舶を保有し、これを事業者等に貸 し渡すことでコスト削減につなげる取組に対する補助)、離島住民向け運賃割引への支援 (離島住民の運賃を地方バス運賃並みまで低廉化する経費の一部補助)を行うこととして いる。なお、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境地域の地域社会の維持に関する

特別措置法 に基づく施策を推進す るため、2017年度より措置されてい る「特定有人国境離島地域社会維持 推進交付金」(内閣府所管)において、 特定有人国境離島住民の運賃をJR運 賃並まで低廉化する経費の一部補助 が行われている。

さらに、事業者向けの税制につい ても、固定資産税の軽減措置(離島 航路事業者用船舶は課税標準の1/ 6、内航船舶は1/2に軽減)、軽油 引取税の免税措置等が認められてお り、これらの制度を活用することで、 離島航路の維持に努めているところ である。

補助対象は唯一かつ赤字の航路

- 1. 離島航路運営費補助
 - ・欠損見込額全体に対する補助充足率は1/2
- 2. 離島住民運賃割引補助
 - ・協議会の決定による離島住民運賃割引費用 の1/2を支援(残り1/2は自治体等で負担)
- 3. 離島航路構造改革補助
 - 公設民営化等による船舶の代替建造費用への支援



【離鳥航路に就航する船舶の例】

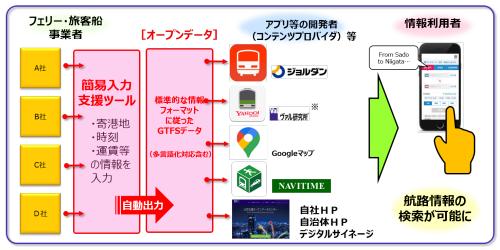


図表4-4 補助対象の離島航路における輸送人員・欠損額の推移

■3.国内旅客船の観光利用促進のための取組

(1) 航路情報のオープンデータ化の推進

国土交通省では、「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット|、「簡易入力ツー ルト等をウェブサイト上に公開した(2019年4月)。これにより、旅客船事業者による 自社の航路情報のオープンデータ化が容易となり、コンテンツプロバイダ等における航路 情報データの共有が推進され、航路の認知度が向上することにより、訪日外国人旅行者を はじめとする航路利用の増加が期待される。また、フォーマット、ツールについては、旅 客船事業者からのニーズ等を踏まえ、改良や機能向上を図るとともに、講習会でツールの 活用方法の周知を行い、ツール入力支援動画を作成するなどオープンデータ化の促進を 図っている。



※ヴァル研究所では、検索エンジン、交通情報データの提供のみ行っており、アプリ自体は外部企業が開発している。

図表4-5 アプリ開発者等への情報提供及びオープンデータ化フローイメージ

(2) 訪日外国人旅行者の利便性向上のための支援

国土交通省では、訪日外国人旅行者の入国から目的地までの移動に係る受入環境の整備の支援を目的として、旅客船及び旅客船ターミナルにおける多言語化、無料公衆無線LAN環境 (Wi-Fi) の整備、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応、非常用電源装置等の整備、移動等円滑化設備の整備等に取組む事業者への補助を行っている。また、2022年度においては、補正予算において新たに観光に資する船舶の建造に対する支援を行うなど、観光需要の回復に向けた基盤整備を促進している。



図表4-6 訪日外国人旅行者受入環境整備事業の支援メニュー(抜粋)

(3) 島などの目的地や船旅の魅力向上

① 海や島々に関係する観光コンテンツの磨き上げ

国土交通省では、訪日観光のポテンシャルを有している海洋周辺地域への訪日観光を促進し、魅力向上を図るため、観光コンテンツの磨き上げと受入環境整備を行う意欲的な地方自治体・事業者の取組を支援している。2022年度は、訪日外国人旅行者向け新コースの実証運航や、鉄道会社と連携した地域周遊キャンペーンにおける実証運航等の取組を支援することにより、大きなポテンシャルを有している海洋周辺地域の観光資源の魅力を引き出し、地方部・島嶼部への訪日外国人旅行者の誘客の実現を図っている。

② インバウンド船旅振興制度

国土交通省では、2019年4月より、インバウンドをはじめとする観光需要が見込まれ、 周辺の旅客船事業者の航路に悪影響を及ぼさないと認められる航路において、旅客船事業 の制度運用を弾力化する「インバウンド船旅振興制度」を創設し、旅客船事業における新 規航路開設等の新サービス創出の支援を行っており、2023年3月末時点で、9航路の承 認等を行っている。

4. 国内旅客船のバリアフリー化の推進

公共交通事業者等は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(公共交通移動等円滑化基準省令)|等に基づき、取組を実施している。

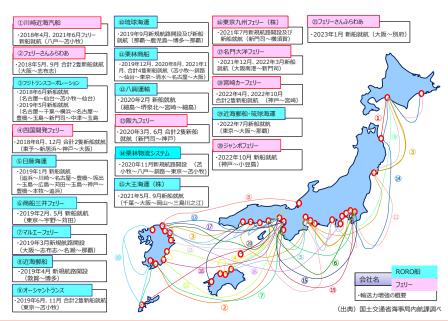
公共交通機関としてより一層のバリアフリー整備が求められる中、近年、新造される旅客船では、高齢者、障害者等にも配慮した旅客船が就航している。国土交通省では、今後も旅客船の代替建造・改造等に関し、タラップ、エレベーター、多機能トイレの設置等に係る事業者への補助制度等を通じて、高齢者、障害者等にも配慮した設備等の充実を図り、一層のバリアフリー化を推進する。

る 海運へのモーダルシフトの推進のための取組

1. モーダルシフト

船舶は輸送効率が良く環境に優しい輸送モードであり、また近年のトラック運転手不足等いわゆる2024年問題を背景に、海運へのモーダルシフトを更に推進することが求められている。モーダルシフトの重要な受け皿である中長距離フェリー・RORO船航路においては、近年新規航路開設や代替建造等による輸送力増強が図られているところである。

国土交通省では、次のようなモーダルシフトへの取組を行っている。



図表 4-7 中長距離フェリー・RORO船の主な輸送力増強の動き(2018年3月~2023年2月)

- 「物流総合効率化法」に基づく、環境負荷低減等に資する二以上の者が連携した輸送の効率化等を図る事業の支援。(海運モーダルシフト関係認定実績:59件)(2016年10月~2023年5月累計)
- 2008年度から2022年度までに累計で荷主企業189者、物流事業者213者を海運モーダルシフトに貢献する優良事業者である「エコシップマーク認定事業者」として認定。
- 海運モーダルシフトへの先進的な取組等を行った荷主企業・物流事業者等に対する新たな表彰制度「海運モーダルシフト大賞」を2019年度に創設、2022年度においては荷主・物流事業者各1者の表彰を実施。

2. 税制面の支援措置

内航船舶については、中小零細企業が大宗を占めるという業界の特殊性を踏まえつつ、 海運における環境対応等の観点から、各種税制特例措置が講じられており、内航海運において必要不可欠な制度となっている。

2023年度税制改正においては、中小企業投資促進税制について2年間、船舶の買換特例、船舶の特別償却制度及び地球温暖化対策税の還付措置について3年間の延長が認められた。2023年度末には、軽油引取税の課税免除の特例措置が適用期限を迎える。

中小企業投資促進税制

○適用期限:令和7年3月31日

(内航貨物船)

中小企業者等が船舶を取得し、内航海運事業に利用した場合において、 特別償却もしくは税額控除の適用

※特別償却は、取得額の75%×特別償却30%

税額控除は、資本金3千万円以下の企業に限定(税額控除7%)

地球温暖化対策税の還付措置

○適用期限:令和8年3月31日

(内航海運、国内旅客船に係る軽油及び重油) 石油石炭税に上乗せされている「地球温暖化対策のための税」の還付 ※原油・石油製品(1キロリットルあたり) 石油石炭税2,040円に760円を上乗せ

船舶の買換特例(圧縮記帳)制度

○適用期限:令和8年3月31日

船舶から船舶への買換及び交換をした場合における譲渡資産譲渡益について、80%を上限に課税繰延

船舶の特別償却制度

○適用期限:令和8年3月31日

高度な環境負荷低減設備を搭載した新建造船舶を取得した場合において、 船舶の区分に応じた特別償却の適用

高度環境低負荷船: 18% (加算償却額) 環境低負荷船: 16% (加算償却額)

軽油引取税の免税措置

○適用期限:令和6年3月31日

内航海運、国内旅客船に係る軽油引取税 (1キロリットル当たり32,100円)の免税

固定資産税の課税標準の特例

○恒久措置

内航貨物船、国内旅客船 : 課税標準1/2 離島航路用の船舶 : 課税標準1/6

※各制度毎に用途、総トン数等の詳細な適用条件がある。

図表4-8 内航貨物・旅客輸送に係る税制特例措置

3. 鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度

(1) 制度の概要

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「鉄道・運輸機構」という。)では、 船舶共有建造制度による低利・長期資金の供給及び技術支援を通じて、国内海運における 政策課題に対応した船舶の建造促進を図っている。

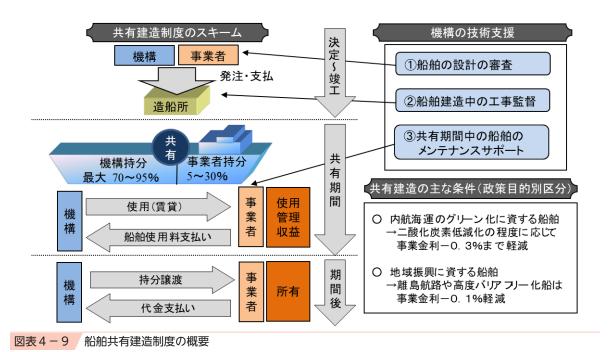
国内海運事業者は、大多数が中小事業者であり、船舶以外の十分な担保を有していない場合が多い中で、数億円から数十億円に及ぶ高額な船舶の建造を行う際、市中の金融機関の融資だけでは困難な状況となっている。そこで、船舶共有建造制度では、鉄道・運輸機構が、共有という形で船舶を直接所有することで、原則として担保を不要としているうえ、

財政融資資金を活用することで、低利・長期資金の供給を可能としている。

また、事業者は、共有期間を通じ、機構持分額に利息を加えた額を船舶使用料として鉄道・運輸機構に支払うことになるが、内航海運のグリーン化、離島航路の維持・活性化、物流の効率化等の国内海運政策の実現に寄与する良質な船舶に対して金利優遇を措置することで、こうした船舶の建造を促進している。

さらに、地方自治体等、技術的ノウハウを十分に有していない船主に対して、計画、設計、建造の各段階での技術支援を行うほか、就航後の技術支援も行い、船舶の効率的な運航を支援している。

鉄道・運輸機構では、これまで、旅客船1,072隻、貨物船3,072隻、合わせて4,144隻に上る船舶を建造してきた(2023年3月現在)。



(2) 財務体質強化へ向けた取組

鉄道・運輸機構の船舶共有建造業務は、繰越欠損金が最大で619億円(2004年度)という状況にあった。そこで、債権管理による未収金防止・回収強化を図りつつ、2013年度より「繰越欠損金削減計画」を策定し、同計画において削減目標を定め(現在の目標は、2023年度から2027年度までの間で20億円程度、総額187億円程度まで削減)、この削減に取組んでいる。